

仙台空港特定運営事業等 実施方針に関する意見（抜粋）と国の見解

「仙台空港特定運営事業等実施方針」（平成26年4月25日公表）への意見のうち、応募者の参加資格要件に関する意見について回答すべきと考えられるものに対して、以下の通り回答を行う。

No	タイトル	該当箇所	意見の内容	意見への回答
		頁 項		
1	構成員の変更について	30 3 (1) ⑤	リスクのある事業であるため、資料が漸次開示され、競争的対話が進む過程で、リスク等に対する考え方の違いがコンソーシアムの構成員各社間に生じる可能性があります。そのため、一次審査後であっても、代表企業以外の構成員の辞退、及び一次審査を通過したコンソーシアム構成員以外からの構成員の追加を認めて頂きたいと存じます。	第一次審査書類の提出以降、応募企業、代表企業及びコンソーシアム構成員の変更は認めません。ただし、コンソーシアム構成員を変更せざるを得ない事情が生じた場合は、国と協議するものとし、国がその事情を検討の上、変更を認めた場合はこの限りではありません。
2	コンソーシアム構成員の支配者の変更	30 3 (1) ⑤	現在の文案では、「コンソーシアム構成員を支配している者が変更された場合、又は、新たに第三者に支配された場合は、国に速やかに通知」となっているが、これは「応募企業、又はコンソーシアム構成員を支配している者が～」であるべきではないでしょうか。	お考えの通りです。募集要項においてご指摘の部分の修正を行っています。
3	応募者の構成	31 3 (1) ⑥	公募手続の競争性確保の観点から、議決権を保有せず応募企業・コンソーシアム構成員に該当しない企業（いわゆる協力企業）は、他のコンソーシアムメンバーとなることを妨げないで下さい。	国は、第一次審査書類の提出以降、応募企業又はコンソーシアム構成員のいずれかが、同時に他の応募企業又はコンソーシアム構成員となることは認めませんが、この条件を満たす限り、応募企業又はコンソーシアム構成員のいずれかが他の応募企業又は他のコンソーシアムのコンソーシアム構成員に、何らかの協力を行うことについて、妨げることはありません。
4	応募企業、コンソーシアム構成員に共通の参加資格	31 3 (2) ⑤～⑧	その企業と資本面若しくは人事面等において一定の関連のある者でないこと。となっていますが、これは具体的にどのような解釈をすればよいのですか。	「資本面若しくは人事面等において一定の関連のある者」とは、会社法第2条第3号又は第4号に規定する親会社・子会社の関係がある場合をいいます。
5	応募企業、コンソーシアム構成員に共通の参加資格	31 3 (2) ⑦⑧	「審査委員会の委員が属する企業又は当該企業と資本面若しくは人事面等において一定の関連のある者でないこと。」「審査委員会の委員が属する法人、当該法人が総株主の100分の1以上の議決権を有する企業又はその企業と資本面若しくは人事面等において一定の関連のある者でないこと。ただし、金融商品取引所に株券が上場されている株式会社はこの限りでない。」とありますが、具体的な対象を開示頂けないでしょうか？	国土交通省が総株主の議決権の100分の1以上を保有し、上場企業でない成田国際空港株式会社、中部国際空港株式会社、新関西国際空港株式会社、東日本高速道路株式会社等、宮城県が総株主の議決権の100分の1以上を保有し、上場企業でない仙台空港ビル株式会社、仙台エアカーゴターミナル株式会社等、その他審査委員が従業員又は役員（社外取締役、非常勤監査役を含む。）となっている企業等をいいます。本要件の該当性について疑問がある方は、事前に該当するおそれのある法人又は企業の担当者に個別にご照会ください。
6	応募企業、コンソーシアム構成員に共通の参加資格	31 3 (2) ⑧	国土交通省又は国土交通省が総株主の議決権の100分の1以上の議決権を有する企業から社員が外向している場合、参加資格はどのようになるのでしょうか。	国土交通省又は国土交通省が総株主の議決権の100分の1以上の議決権を有する企業から社員が外向していることのみでもって参加資格がなくなることはございません。
7	応募者の参加資格要件（航空運送事業者との関係）について	32 3 (4)	実施方針第3.-3(4) (P32) の要件は、①航空運送事業を経営する者、②左記①の親会社又は子会社、③左記①又は②の関連会社（その子会社を含む。）との関係で、運営権者が上記①、②又は③の子会社又は関連会社とならないようコンソーシアムを形成する必要がある旨を定めたものとの理解で宜しいでしょうか。	お考えの通りです。